

2026(令和8)年度税制改正についての提言

— 物価高に負けない「暮らし」と「中小企業」の底上げで、日本経済の好循環を生み出す —

2025(令和7)年12月5日
立憲民主党 税制調査会

基本的考え方：広く「生活者」や「中小企業」が元気になる「底上げ型経済成長」の実現

現在、日本経済は、全体として「緩やかに回復している」^(※1)とされるが、円安・物価高の長期化により、大多数の国民の暮らしや日本経済の基盤である中小企業は、むしろますます厳しい状況に置かれている。個人消費はGDPの5割強を占め、中小企業は雇用の約7割を支えている。「暮らし」と「中小企業」を抜きにして、日本の経済・社会の本格的な再生はあり得ない。

我が国では「失われた30年」の間に格差の拡大が進んだが、その大きな要因は、実質賃金の低迷と非正規雇用の増加にある。この間、日本の労働生産性は、主要先進国と同様に30%程度上昇してきた一方で、その果実は、企業の内部留保と対外投資に振り向けてきた。つまり、課題は、労働分配率と国内投資の不十分さにあり、これがボトルネックとなって、日本経済の成長を阻んできた。

この長期停滞を開拓し、日本の経済・社会に活力を取り戻すためには、

- (1) 減税や控除の拡充等により賃金・所得の向上を支える
- (2) 企業が賃上げしやすい環境を強化するため、現行の「賃上げ促進税制」を抜本的に見直し、企業利益が労働分配や中小企業の価格転嫁に回りやすい新たな仕組みを創設するとともに、中小企業におけるDX投資を大胆に促進する
- (3) 所得・資産格差をはじめ様々な「歪み」を生じさせている各種の不公平な税制を是正し、成長の「壁」を取り払う

——ことを柱とした税制改革を実行する必要がある。

この「暮らし」と「中小企業」の底上げを中心とした税制改革により、労働法制や社会保障制度の改革と併せて、若者をはじめ、生活者の賃金・所得の向上と“じぶん時間”（可処分時間）の増大を実現し、個人消費が伸び、企業の売上増と国内投資を呼び込む好循環が経済を牽引する「底上げ型経済成長」へと結びつけていく。こうした政策は、共働き世帯を含む若い世代が子育てをしやすい環境整備にも繋がり、加速する少子化傾向に歯止めをかけ、将来の労働力確保にも資するものである。

こうした基本的考え方の下、立憲民主党は、2026(令和8)年度の税制改正に際し、政権を担い得る野党第一党の税制調査会として、るべき社会ビジョンとしての税制を提言する。

¹ 内閣府「月例経済報告(令和7年11月)」の基調判断より。

第1の柱：暮らし応援、賃金・所得の向上 —物価高を乗り越える

世界的な資源価格の高騰、歴史的な円安の進行等により、食料品をはじめとする物価の高騰が長期化する一方、賃金・所得は十分に増加せず、実質賃金は依然として低迷を続けている。こうした状況を開拓するため、減税や控除の拡充等を適切に実施することにより、暮らしを支え、賃金・所得の向上を図る。

[効果的・集中的な減税、不合理な税負担の解消]

- 2026年10月1日より、飲食料品にかかる消費税を臨時・時限的に0%とすること^(※2)。減税終了後は、中低所得者の消費税負担を恒久的に軽減する「給付付き税額控除」^(※3)に移行すること。
- ガソリン・軽油に係る暫定税率(当分の間税率)については、与野党合意^(※4)に基づき、各種の課題に対応した上で、円滑・確実に廃止すること。
- 「防衛増税」について、2026年から実施される法人税・たばこ税の増税、検討事項とされている所得税の増税のいずれも撤回すること。

[子ども・子育てを税制面から支援 —チルドレン・ファーストの税制へ]

- 高校生年代(16歳～18歳)の扶養控除については、児童手当が子育て支援の観点から十分な額とならない限り、現行の扶養控除を存続させること^(※5)。
- 子育て世帯を切れ目なく支援する観点から、1年限りの措置とされている「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」^(※6)について、恒久化すること。
- 共働き世帯やひとり親世帯等における子育てと仕事の両立を支援するため、ベビーシッターやホームヘルパー等の利用費を所得控除の対象とするなど、税制上の支援措置を講じること。
- 企業による子育て支援を後押しするため、企業が支給する子育て関係の手当(家族手当、扶養手当、育児手当など)について、非課税化すること。

² 立憲民主党は「食料品消費税ゼロ法案」(飲食料品に係る消費税の税率を引き下げて零とする臨時特例の創設及び給付付き税額控除の導入に関する法律案, 第219回国会衆法第1号)を10月31日に提出している。

³ 「給付付き税額控除」の制度設計については、公党間の合意に基づき、政党間協議において議論を進め、結論を得ることを目指すものとする。

⁴ 「ガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について」(2025年11月5日)

⁵ 政府・与党では、昨年10月から児童手当の支給対象を高校生年代にまで拡充したことを踏まえ、16歳～18歳までの扶養親族に適用される扶養控除の縮小を検討している。

⁶ 2025(令和7)年度税制改正により、2026(令和8)年分の所得税に限り、23歳未満の扶養親族を有する場合、一般生命保険料控除の適用限度額を2万円引き上げることとされた(通常は4万円)。

[若者・現役世代を税制面から支援 —インフレ時代への対応]

- 所得税のいわゆる「年収の壁」問題については、今後も物価上昇率に応じて基礎控除の額を引き上げるなど、適切な措置を講じること。また、2025(令和7)年度税制改正で給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことを踏まえ、青色申告特別控除も同額引き上げること^(※7)。併せて、「就労促進支援給付」の実施により、収入の逆転が生じるという点でより深刻な社会保険の「130万円のガケ」の解消も一体的に行うものとすること^(※8)。
- NISA(少額投資非課税制度)については、家計資産の海外流出が進み、円安要因ともなっている現状に鑑み、資産形成と日本企業の成長の両立を期する観点から、投資先を国内株等に限定する「国内成長投資枠」を創設すること。
- NISAの「つみたて投資枠」における投資可能年齢(現行18歳以上)の引き下げについては、その政策目的や効果を丁寧に検討すること。
- 若年層の生活の安定化を図るため、貸与型奨学金の返還額を所得控除の対象とする「奨学金減税」を実施すること。
- 企業が支給する食事手当・通勤手当の非課税限度額^(※9)について、この間の物価上昇を適正に反映した額に引き上げること。会社都合による転勤先から帰省する際の旅費(帰省手当)については、実費支給とした上で、非課税とすること。

[暮らしと住まいの安心を支えるための税制措置]

- 住宅ローン減税については、資材高による住宅価格の高騰、政策金利引き上げによる住宅ローン金利の上昇などに鑑み、面積要件の緩和、中古住宅に対する支援強化、控除率の引き上げなどを実施したこと。併せて、中低所得者の住宅負担軽減のため、家賃補助制度を導入すること。
- 近年の災害の激甚化・多発化を踏まえ、災害による損失については、担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、雑損控除から独立した「災害損失控除」を創設した上で、人的控除の後に控除するものとすること^(※10)。

⁷ 2018(平成30)年度税制改正で給与所得控除の最低保障額が65万円から55万円に引き下げられた際は、青色申告特別控除も併せて65万円から55万円に引き下げられた。一方で、2025(令和7)年度税制改正では、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたものの、青色申告特別控除の額は据え置かれたままとなっている。

⁸ 立憲民主党が提出している「就労支援給付制度の導入に関する法律案」(第215回国会衆法第2号)の内容に基づく提言。

⁹ マイカー通勤等の場合の非課税限度額については、11月19日に政令が改正され、既に引き上げが行われたが、公共交通機関を利用している者に対する通勤手当の非課税限度額は現状15万円のまま据え置かれている。

¹⁰ 現状、災害による損失は雑損控除で勘案されている。雑損控除は人的控除に先立って控除することとされているが、被災者は長期間にわたり災害の影響を受け続けるため、その間、他の者と比べて担税力が失われることになるわけであるから、災害による損失は、雑損控除から独立させて、他の者にも適用される控除を適用した上で勘案する方が公平である。なお、「所得税法等の一部を改正する法律案」(第217回国会閣法第1号)に対する附帯決議においては、災害損失に係る控除について、この提言の内容を含め、「必要な検討を行い、その実現に努めること」とされている。

- 近年、大規模地震が頻発化していることに加えて、南海トラフ地震・首都直下型地震の発生が予想される中で、地震保険の重要性はますます高まっていることから、地震保険料控除制度について拡充・充実を図ること。
- 物価の高騰等により、遺族の生活資金の確保は今後厳しさを増すと考えられることから、死亡保険金の相続税非課税限度額を引き上げること。
- 企業年金等の積立金に係る特別法人税については、公的年金制度を補完する企業年金制度の持続性や、労働者の権利である受給権の保全に支障をきたす恐れがあることから、廃止、少なくとも課税停止期間の延長を行うこと。

第2の柱：中小企業を強力支援 —生産性向上・成長力強化

中小企業は、日本企業全体の99.7%を占め、雇用の約7割を支えている、いわば日本経済の基盤であり、成長力の源泉である。しかしながら、長期化する円安・物価高、米国の関税措置、人手不足の波が押し寄せ、本来の力を発揮できていない。この苦境を乗り越え、潜在成長率の向上を実現するため、中小企業を中心に税制面から強力に支援し、DX投資等を促進する。

[中小企業関連税制の利便性向上 —現場で“使える”税制へ]

- 中小企業関連税制については、複雑な制度や煩雑な手続きにより、税務上の否認リスクが高まるなど、現場で“使えない”税制となっている実態に鑑み、国税当局を含めたガイドラインの創設など、必要な措置を強力に講じることで、現場で“使える”税制への転換を図ること。
- 「賃上げ促進税制」については、赤字企業の割合が高い中小企業において賃上げのための有効な手段となっていないことから全面的に見直し、これによる税収増をより有効な施策(新たに正規雇用者を雇い入れた中小企業の社会保険料負担の軽減^(※11)など)の財源に充当するとともに、労働分配率の向上や中小受託者(下請け)の価格転嫁に後ろ向きな大企業等に対して法人税を上乗せするなど、賃上げの実効性を強化する「シン・賃上げ促進税制」を創設すること。
- 事業承継税制については、円滑な事業承継が地域の中小企業における死活的・永続的な課題となっていることに鑑み、現行の特例措置を恒久化すること。少なくとも、特例承継計画の提出期限を延長すること。
- インボイス制度(適格請求書等保存方式)については廃止することとした上で、廃止が実現するまでの間は、現行の負担軽減措置^(※12)を延長すること。

¹¹ 立憲民主党が提出している「社会保険料・事業者負担軽減法案」(中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案, 第217回国会衆法第11号)の内容に基づく提言。

¹² インボイス発行事業者となる小規模事業者に対して行われている負担軽減措置で、「2割特例(仕入税額の実額にかかわらず、売上税額の2割を納めれば良いとする特例)、「8割控除」(免税事業者からの仕入れについても仕入税額の8割を控除可能とする特例)、「少額特例」(少額=税込1万円未満の課税仕入れについてインボイスの保存を不要とする特例)などの措置を指す。

- 印紙税制度については、同様の内容でも電子文書の場合は課税されない、金額が同じであっても契約の種類により税額が異なり、契約書作成時に大きな負担となるなど、さまざまな不合理・不公平な現象が生じており、生産性の向上を阻害していると考えられることから、廃止すること。

[中小・中堅企業関連税制の抜本強化、DX投資の促進]

- 中小企業のDXを促進するため、陳腐化の早い資産（IT機器やソフトウェア等）を対象に、上限なく即時償却を認める「IT導入枠」を創設すること。
- 中小企業の少額減価償却資産特例については、この間の物価上昇や製品の高機能化・高付加価値化による価格上昇を踏まえ、取得価額（現行30万円未満）・年間取得合計額（現行300万円以下）の要件を引き上げること。
- 中小企業技術基盤強化税制（中小企業向け研究開発税制）については、繰越控除措置の復活、控除率・控除上限の引き上げ、「専ら要件」の改善^(※13)、及び「中堅企業向け研究開発税制」の創設等を実施した上で、延長すること。
- 米国の関税措置等による不確実性の増大、各国における国内投資促進政策の大幅拡充などの諸情勢を踏まえ、日本企業の国際競争力を維持するため、時限的に即時償却や税額控除を認める大胆な投資促進税制を導入すること。
- 中小企業者等の法人税率の軽減措置（15%）については恒久化すること。
- 中小・中堅企業関連税制について、生産性向上・成長力強化の観点から必要かつ効果的であるものと認められるものについては、延長・拡充・恒久化を図ること。

[国際競争が激化する自動車産業の活性化]

- 自動車税・軽自動車税の環境性能割については廃止すること。
- 自動車関係諸税については、自動車の保有者・利用者の負担軽減と地方財源の確保の両立を図りながら、現行の複雑・過重な税制の見直しを図ること。
- 自動車産業の脱炭素化を推進し、国際競争力の維持・強化を図るべく、電動車の普及や脱炭素化に資する自動車開発等を支援する税制上の措置を講じること^(※14)。
- 当面の措置として、エコカー減税・グリーン化特例については、国内自動車産業を振興し、生産台数を維持する観点から、延長を含め、所要の措置を講じること。

¹³ 中小企業では、一人の従業員が研究開発とそれ以外の業務を兼務することが多いが、本税制の対象となる人件費は、研究開発業務に「専ら」従事することが求められており、結果、“使えない”税制となっている。例えば、研究開発に従事する従業員の給与の一定割合を試験研究費と見なすなど、運用面での改善を図るべきである。

¹⁴ 立憲民主党が提出している「自動車産業脱炭素化推進法案」（自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案、第217回国会衆法第54号）の内容に基づく提言。

[「国の基」：農林水産業の支援]

- 燃油価格が高止まりしている現状に鑑み、農林漁業用軽油に係る石油石炭税に上乗せされている地球温暖化対策税分を還付する措置について、適用期限を延長すること。
- 農業の担い手を確保・育成するため、農協等が認定新規就農者^(※15)に貸し出すために機械装置等を取得した際の固定資産税の軽減措置について、適用期限を延長すること。
- 現在一律7年とされている農業用機械の法定耐用年数については、使用実態に即した耐用年数の設定や耐用年数短縮制度の柔軟化・簡素化を図ること。
- 山林所得に係る森林計画特別控除^(※16)について、適用期限を延長すること。

[企業の地域・社会貢献の促進]

- 地域活性化を推し進める観点から、地方拠点強化税制(オフィス減税、雇用促進税制)については、オフィス減税の税額控除率・特別償却率の引き上げ、中古物件の購入・改修の対象化、雇用促進税制の転勤者要件の緩和など、制度を拡充した上で、適用期限を延長すること。
- 企業の社会貢献を促進する観点から、NPO等に対して行う寄付金の損金算入上限額引き上げ、みなし譲渡所得税の非課税特例の拡充・運用改善、遺贈寄附制度の適正化などを図ること。

第3の柱：公平・納得の税制改革 —成長を阻む「歪み」を正す

日本の税制には、経済・社会の変容等に伴って、様々な「歪み」が生じており、これが税制に対する信頼を損ない、また、日本経済の成長を阻んでいる。公平・納得の税制改革に取り組み、この「歪み」を是正することで、成長の「壁」を取り払う。

[応能負担原則の回復・強化]

- 所得税については、応能負担を求める観点から、勤労意欲の減退等の懸念に十分配慮しつつ、累進性の強化を図ること。

¹⁵ 市町村が認定した「青年等就農計画」に沿って農業を営む者のこと。新たに農業経営を営もうとする者で、青年(原則18歳以上45歳未満)、特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)等の要件を満たす者が対象となる。

¹⁶ 「森林経営計画」に基づいて立木を伐採または譲渡した場合に受けられる控除のこと。

- 所得格差の拡大・固定化を是正する取り組みが依然として不十分であることに鑑み、いわゆる「1億円の壁」の解消に向けた金融所得課税改革を実施すること。具体的には、金融市場の動向も注視しつつ、当面は分離課税のまま超過累進税率を導入することとし、中長期的には総合課税化すること。また、現行の「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化」措置^(※17)の対象を拡大するなどして対応すること。なお、中間層増税を避けるため、一律の税率引き上げは行わないこと。併せて、暗号資産に対する課税については、見直しを検討すること。
- 法人税については、効果のない租税特別措置の廃止、受取配当等益金不算入制度の見直しなどにより、法人の収益に応じて応分の負担を求める税制に改革すること。
- 「租特透明化法」を改正し、巨額の租特が適用されている企業を実名で公表すること、期限が到来した租特は原則廃止し、例外的に延長・拡充する際は、合理性や減収分の財源確保状況等について検証した上で実施することなどを法定化し、租税特別措置について、補助金制度とのバランスも踏まえ、更なる透明化・適正化を実現すること^(※18)。
- 資産格差が拡大・固定化している現状に鑑み、税率構造や非課税措置の見直しなどにより、相続税・贈与税の累進性を高めること。

[事業・労働等の現場における不合理の是正]

- 役員給与の減額改定が財務の健全性を維持する目的で行われたような場合は、恣意的な課税所得の調整である場合を除き、減額前の超過分について、損金算入を認めること^(※19)。
- 医療機関の控除対象外消費税問題を抜本的に解決するため、診療報酬への補填を維持した上で、新たな税制上の措置を早期に講じること。
- 退職所得控除については、「サラリーマン増税」を回避しながら、働き方の多様化、雇用の流動化に対応するため、現状、勤続年数が20年を超えると40万円から70万円に引き上がる控除額について、勤続1年あたり一律60万円とすること。
- 所得税法第56条については、恣意的な所得分散を防止するため、対価の授受を行う親族の双方が正規の簿記の原則に従った帳簿を備え付け、契約によって支払いの事実や適正な対価であることを明確にすること等の要件を付した上で、廃止を含め、見直しを行うこと。

¹⁷ 2023(令和5)年度税制改正により導入され、今年分の所得から適用される措置で、金融所得を含む合計所得金額が約30億円に達する者について、追加の所得税負担を求めるもの。富裕層に対する「ミニマム課税」とも言われる。

¹⁸ 立憲民主党が提出している「租特透明化法改正案」(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案, 第217回国会衆法第52号)の内容に基づく提言。

¹⁹ 現在は、年の途中に役員給与を減額した場合、減額前の超過分の役員給与については、原則として損金算入が認められておらず、企業が財務体質の健全化を図る際の障壁となっている。

[国際化の進展に対応するための税制措置]

- 巨大IT企業などの多国籍企業による租税回避行為が横行していることに鑑み、「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意」に基づく多国間条約の早期策定に尽力すること。
- オーバーツーリズム対策や観光立国推進のための財源を確保するため、国際観光旅客税(出国税)については、各国の水準も勘案しながら税率を引き上げるとともに、使途の適正化・透明化を図ること。
- 外国人旅行者向けの消費税免税制度については、円安によりインバウンド消費が堅調に推移する一方で、オーバーツーリズム対策の必要性が高まっていること等を踏まえて、必要な見直しを図ること。
- 土地等の取得等の動向を踏まえ、国土の適切な利用・管理を確保する観点から、土地・建物の取得・利用・管理に係る課税の在り方について検討を行い、所要の措置を講じること^(※20)。

[地方財源の安定確保、地方税の偏在是正]

- 地方交付税等の一般財源総額を確保・充実するとともに、地方の財源不足については、地方交付税の法定率引き上げを含めた抜本的な改革を行うこと。
- 行政サービスの地域間格差が顕在化していることを踏まえ、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。また、地方の財政需要の増大に鑑み、国・地方の税源配分を見直すこと。
- 地方財政に影響を及ぼす税制改正の検討に際しては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映するとともに、安定的な代替財源の確保をはじめ、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。
- ネット銀行の普及により、都道府県民税利子割の税収が東京都に集中している問題については、総務省の「中間整理」^(※21)の内容も踏まえながら、是正のために必要な措置を講じること。
- 「ふるさと納税」については、種々の問題が指摘されていることから、抜本的な見直しを図るとともに、激甚災害指定が行われた被災自治体に対する寄附については上限額を引き上げるなど、本来の趣旨に沿った制度とすること。

²⁰ 立憲民主党が提出している「不動産取得実態調査法案」(国土の適切な利用及び管理を確保するための施策の推進に関する法律案、第219回国会衆法第7号)の内容に基づく提言。

²¹ 総務省の地方財政審議会「地方税制のあり方に関する検討会」が7月31日に取りまとめ・公表した「道府県民税利子割に関する中間整理」を指す。この「中間整理」では、住所地課税をただちに実現することは困難とした上で、利子等の発生源である預貯金との相関がある住所地ベースの所得に関する課税データなどを基準として再配分する「清算制度」の導入が提言されている。

[納税環境の整備]

- 紳税者の権利利益を保護するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保するため、「納税者権利憲章」を制定すること^(※22)。
- 扶養親族の変更、保険料控除証明書の到達遅延などにより、翌年に年末調整のやり直しが必要になる場合があることに鑑み、年末調整の実施時期を1カ月後ろ倒しすること。併せて、所得税の確定申告期限について、現行の3月15日から3月31日に延長すること。
- 所得捕捉率の向上、税務手続きの簡素化など、マイナンバー制度の導入が税制において果たしている効果について検証すること。

²² 「所得税法等の一部を改正する法律案」(第217回国会閣法第1号)に対する附帯決議においては、立憲民主党の意見を反映して、「税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること」と記載されている。

ガソリン・軽油の暫定税率廃止パッケージ ※予算措置も含む

ガソリン・軽油の暫定税率については、その円滑・確実な廃止に向けて、予算措置、地方への財政措置等も含め、必要な措置を一体的に講じること。

- 与野党合意並びに「ガソリン暫定税率廃止法」に基づき、ガソリンは12月31日、軽油は来年4月1日に、円滑・確実に暫定税率が廃止されるようにすること。
- 暫定税率廃止の財源確保に際しては、与野党合意を誠実に履行し、増税ありきではなく、まずは歳出改革や税外収入の活用を図ること。また同様に、走行距離課税の導入をはじめとする自動車関係諸税の見直しは行わないこと。
- ガソリン税に係る沖縄県の負担軽減措置については、暫定税率廃止後も、現行の水準を維持すること^(※23)。併せて、負担軽減措置の根拠法令である沖縄復帰特措法に係る政令の期限(2027年5月14日)を延長すること。
- 軽油引取税の暫定税率廃止後も、運輸事業振興助成交付金を維持すること^(※24)。また、特別徴収義務者交付金^(※25)についても現行水準を維持すること。
- 軽油引取税の暫定税率廃止後も、農林漁業、鉄道・船舶、自衛隊等の用に供する軽油の免税制度については堅持すること。また、免税軽油については、補助金終了後、同額分(最大17.1円/L)の負担増が生じる^(※26)ことに鑑み、激変緩和措置など、必要な支援措置を講じること。
- 暫定税率のない灯油・重油・航空機燃料に対する補助金については、今後冬季に入り需要が増大すること、航空業界を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあること等に鑑み、当分の間、継続すること^(※27)。
- 政治的な事情により、補助金の拡充や暫定税率廃止への切替えまでの期間が圧縮されたことに伴って生じるガソリンスタンドの差損^(※28)等については、必要な財政支援措置等を的確に講じること。
- ガソリン・軽油の暫定税率廃止を踏まえて、LPガスに対する課税の在り方など、関連する税制・制度についても検証を進め、適正化を図ること。

²³ 片山さつき財務大臣は「…政府としても、沖縄復帰特措法の趣旨を踏まえ、軽減措置を継続してまいりたいと考えております。また、この軽減措置は令和9年5月14日に適用期限を迎ますが、今回の法案審議や地元からの要望、沖縄県内の離島のガソリン価格の状況、更には令和6年度与党税制改正大綱を踏まえ、軽減措置の令和9年5月以降の継続について、丁寧に検討を行ってまいります」と答弁している(11月27日 参議院財政金融委員会)。

²⁴ 片山さつき財務大臣は「…この交付金を所管している総務省及び国土交通省において、与野党合意も踏まえて、この交付金を維持する上での課題を含めて適切な検討がなされ、しっかりと必要な対応が取られるものと考えております」と、制度の維持を前提とした答弁をしている(11月21日 衆議院財務金融委員会)。

²⁵ 軽油引取税の特別徴収義務者(納税義務者に代わって税金を徴収・納税する者)については、免税軽油の取り扱いなど、一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情があることに鑑み、都道府県が軽油引取税の納入額の2.5%を自途として交付金を交付している。暫定税率が廃止されると、その分、軽油引取税の納入額は減少するため、何も手当てをしない場合、事務負担は変わらないにもかかわらず、交付金が減額される事態が生じる。

²⁶ 免税軽油については、元々、暫定税率を含め、軽油引取税が課されていないが、今回、普通の軽油と同様に、最大17.1円/Lの補助金が適用されることになる。したがって、補助金が終了して暫定税率廃止に切り替わると、補助金の分だけ価格が引き上がることになり、負担増が生じることになる。

²⁷ 現在、政府が実施している補助金(「燃料油価格定額引下げ措置」)については、「当面、当分の間税率…の扱いについて結論を得て実施するまでの間、…定額の価格引下げ措置を実施する」(資源エネルギー庁資料)とされており、ガソリン・軽油の暫定税率の廃止が実施されることになった以上、暫定税率のない灯油・重油・航空機燃料に対する補助金についても終了することが規定されている。

²⁸ 低額の補助金が適用された在庫を抱えたまま次の補助金引き上げ日を迎えた場合、高値の在庫を安く売らざるを得ない事態が生じ、差損が発生することが想定される。

各部門から提出された「重点要望項目」

関係団体から2026(令和8)年度税制改正要望に関するヒアリングを実施した上で取りまとめられた各部門の「重点要望項目」は、以下の通りである。

目 次

内閣部門	…	p.12
沖縄北方部門	…	p.13
消費者部門	…	p.14
地方・こども・デジタル部門(こども政策)	…	p.15
総務部門	…	p.17
財務金融部門	…	p.19
文部科学部門	…	p.21
厚生労働部門	…	p.22
農林水産部門	…	p.23
経済産業部門	…	p.26
国土交通部門	…	p.32
環境部門	…	p.37

[内閣部門]

項目	内容・要望団体
企業の社会貢献促進：NPO等への寄付金拡充のための制度改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付金の損金算入の上限額を引き上げてほしい(米国の制度を参考に所得の10%まで参入を可能とする) (要望団体) セイエン、日本NPOセンター、公益法人協会、日本ファンドレイジング協会 ● 食料品以外の物品(衣類・学用品・家電等)の寄付について損金算入を認めてほしい (要望団体) セイエン
個人からNPO等に対する寄付を推進し、NPO等の負担を軽減するための制度改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 寄付金控除額について、ふるさと納税同様に控除上限額を引き上げるとともに、上限額がある諸外国で導入されている「繰り越し控除」を導入してほしい。寄付金控除の下限額を撤廃してほしい。 (要望団体) セイエン、日本NPOセンター、公益法人協会 ● 寄付の返礼品を国際標準に改善し、対価性のある返礼品があっても差額分を寄付と扱うなどしてほしい (要望団体) 日本ファンドレイジング協会 ● NPO等へ資産を寄付することの阻害要因となっている「みなし譲渡所得課税」制度を改善してほしい (要望団体) セイエン、公益法人協会、日本ファンドレイジング協会 ● 一定額以下の寄付について領収書をPDFファイル送信等の方法で交付することを認めてほしい (要望団体) セイエン、日本NPOセンター
気候危機など地球規模課題の解決のための制度改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国際観光旅客税」は領土外での消費行為への課税であるから、その税収は途上国の貧困・感染症対策・気候危機対策など地球規模課題にあててほしい。国交省は税引き上げを検討しているが、引き上げにあたってはプレミアム旅客やプライベートジェット利用者など超富裕層へ対してより高い定額税としてほしい。 (要望団体) 国際協力NGOセンター

[沖縄北方部門]

項目	内容・要望団体
揮発油税等の暫定税率廃止に伴う沖縄県への減額措置の適用	<p>沖縄の揮発油税および地方揮発油税については、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」第80条に基づき1リットル当たり7円の軽減措置が適用されており、県民生活・産業経済の安定に重要な役割を果たしている。</p> <p>本県では、そのうち1.5円を地方税として課税し、本島一離島間の石油製品輸送費補助に充当している。離島県であり公共交通インフラが脆弱で、県民の移動は自家用車への依存度が高いため、燃料価格の高騰は生活に直接影響する。</p> <p>現行の軽減措置は令和9年5月まで延長中であるが、今回、国が物価高騰対策として検討している暫定税率廃止(1リットル当たり25.1円の減額)については、沖縄県にも本土と同額の減額措置を適用する必要がある。</p> <p>(要望団体) 沖縄県</p>

[消費者部門]

項目	内容・要望団体
協同組合・非営利組織 への税制配慮	<p>協同組合は営利を目的とせず、地域福祉や災害支援、子育て支援など公益的活動を担う非営利組織である。こうした活動の持続には税制上の配慮が不可欠。協同組合の社会的役割を尊重し、税制面から支援すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協同組合の法人税率軽減など、歴史的経緯と社会的役割に沿った税制上の配慮を継続 ● 物価高騰対策や子育て政策など、政府の重要政策に協同組合を積極的に位置づけ ● 受取配当の益金不算入制度について、出資比率に応じた公平な制度設計を再検討 ● 新リース会計基準導入に伴う法人税申告の煩雑さを避けるため、税務調整不要な制度設計の検討 <p>(要望団体) 日本生活協同組合連合会(日本生協連)</p>
生活支援と 所得再分配に向けた 税制改革	<p>物価高騰が続く中、生活困窮者や子育て世帯への支援強化が急務とされている。自助努力を支える税制措置の恒久化必要であり、生活支援と財源確保を両立させるため、税制の抜本的見直しえべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費税の逆進性に配慮し、食料品など生活必需品への課税廃止も含めた検討 ● 所得税の逆累進構造(高所得層税負担率低下)を是正 ● 金融所得や大規模資産への課税強化を求める。 ● 法人税率の引き上げ、租税特別措置の抜本的廃止など、大企業優遇の税制改革 ● 防衛費増大の見直し等生活支援施策財源確保を優先 ● 子育て世帯への生命保険料控除の拡充(現行の単年度措置を恒久化) <p>(要望団体) 主婦連合会 日本生活協同組合連合会(日本生協連)</p>
消費者行政・制度改革 に伴う税制支援	<p>消費者の安全と権利を守る行政機能の充実のため、消費者行政の強化に向けて、職員・予算の拡充が必要であり、税制面からの支援や財源確保が重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者庁および内閣府消費者委員会の職員・予算の拡充を要望(税財源の裏付けが必要)。 ● デジタル市場の安全確保や格差是正に向けた制度整備に税制的支援を求める。 ● BNPL(後払い決済)など新興サービスへの法制度整備と課税の検討を促す。 ● 特定商取引法の抜本的改正に向けた検討会設置と制度的支援を要望。 <p>(要望団体) 全国消費者行政ウォッチねっと</p>

[地方・子ども・デジタル部門(子ども政策)]

項目	内容・要望団体
子育て世帯への経済的負担軽減と支援の拡充、子どもの貧困解消	<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き世帯、多様な働き方を支えるため、ベビーシッター等の利用費への税制措置制度を創設する ● (下記団体からの要望に加え)ホームヘルパー等の利用費についても同様に税制措置制度を創設する (要望団体) 認定NPO法人 フローレンス ● 児童手当給付の18歳までの延長に伴い、政府・与党が縮小を検討している高校生世代(16~18歳)の扶養控除について、現状維持する (要望団体) 子育支援拡充を目指す会・子ども税制協議会 ● 所得税・住民税の扶養控除に係る控除対象に0~15歳の扶養親族を加える(年少扶養控除の復活) ※民主党政権時代の2011年に決まった年少扶養控除の廃止は所得制限の無い子ども手当(月額26,000円)の給付とのセットであったが、実現されないまま自民党政権下で所得制限有りの児童手当(月額10,000円)に変容した。現状の児童手当は、所得制限無し、18歳まで延長、多子加算の制度改革が行われたものの、物価高騰下では不十分であり、年少扶養控除の復活を望む声が大きい (要望団体) 子育支援拡充を目指す会・子ども税制協議会、公益財団法人あすのば ● 納付付き税額控除の導入 (要望団体) 子育支援拡充を目指す会・子ども税制協議会、公益財団法人あすのば、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、認定NPO法人キッズドア ● 食料品に加え育児用品・学用品の消費税を減税する (要望団体) 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、認定NPO法人キッズドア ● アフォーダブル住宅(空き家などを活用した低価格で入居できる住まい)促進のための固定資産税の減免 (要望団体) 認定NPO法人キッズドア ● 妊娠期から育児期にかけて助産師が提供するケア(出産前教育、妊娠期の家庭訪問)について、妊婦健診・产后ケア事業と同様に非課税(消費税免除)対象とする (要望団体) 公益社団法人日本助産師会

<p>若者の生活安定に向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 非大卒などの若者の手取りを増やすため、22歳以下の勤労青年への大幅な所得税・住民税の負担軽減を図る ● 日本学生支援機構等の奨学金返還額を所得控除できる「奨学金減税」を実施 <p>(要望団体) 公益財団法人あすのは、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン</p>
<p>税額控除の拡大による寄付しやすい環境の整備、保育・教育施設や子育て支援団体への寄付金収入の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人、学校法人の事業について非課税措置を堅持。事業者が市町村などから受託する公的事業の収入は、原則として非課税対応を維持 ● 現状対象となっていない物品への寄附(遊具・図書・防災備品等)を税額控除の対象に加える ● 保育施設やこども園等で導入している安全・見守りDX関連機器を「特別償却」の対象とする <p>(要望団体) NPO法人全国認定こども園協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 掛金算入の枠が決まっている特定公益増進法人等に対する寄附金について、課税所得の10%までは全額損金算入とする <p>(要望団体) 認定NPO法人キッズドア</p>

[総務部門]

項目	内容・要望団体
持続可能な地域のため の地方税財源の安定 的な確保等	<p>社会保障関係費の増加、物価高や民間の賃上げ等が進む中で公共事業や施設管理・行政サービス等において求められる価格転嫁、金利上昇の影響、給与改定への対応、トランプ関税の地域経済への影響等の避けることのできない歳出の増加に対応するとともに、地方が責任を持って地域再生、人口減少対策、脱炭素化、デジタル化、国土強靭化、インフラ・公共施設の老朽化、防災・減災、公立・公的病院支援、地域公共交通、地域産業支援などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくため、増加する経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、必要となる一般財源総額を増額確保すること。地方交付税の総額を確保・充実とともに、地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。増大する地方の財政需要に見合う税財源配分を基本とし、自治体がより自律的に運営されるために、より地方税を充実させること。 ● 2025年人事院勧告等に準じた給与改定等を着実に実施できるよう、会計年度任用職員分を含め、必要な一般財源を確保すること。 ● 各税目を堅持し、充実確保を図ること。道府県民税の利子割の見直しに当たっては、地方の意見を十分に踏まえること。ふるさと納税については、種々の問題が指摘されていることから、抜本的に見直すこと。森林環境譲与税の譲与基準については、譲与基準の見直しを検討すること。 ● 空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。空き家の放置を防ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地特例のあり方についても検討すること。 ● 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化を図ること。 <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>

<p>安定的な代替財源の確保と厳しい状況にある多様な自治体の実情に応じた支援の強化</p>	<p>ガソリン税と軽油引取税の旧暫定税率の廃止や個人住民税の基礎控除等の更なる見直し、消費税減税など、地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映するとともに、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、安定的な代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て政策の強化のため、地域間格差が生じることのないよう、ナショナルスタンダードの観点も踏まえた上で、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すること。 ● 「高校無償化」については、国の責任と財源において確実に進めるとともに、公立高校への財政的支援の抜本的拡充を図ること。 ● 学校給食費の無償化については、必要な財源を国において確実に確保し、学校現場の負担に十分配慮した上で、早急に制度設計を行うこと。 ● 地方税の電子化や税務システムの標準化、ガバメントクラウドへの移行経費や運営経費への支援を強化すること。 <p>(要望団体) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、全日本自治団体労働組合(自治労)</p>
<p>デジタル化の推進及び情報通信産業等の支援に向けた税制上の措置等の推進等</p>	<p>光電融合技術等研究開発投資の推進、データ・ドリブン社会の実現、コンテンツ産業の振興、DXやGX、サイバーセキュリティ推進に係る支援を強化すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効果を検証しつつ、研究開発税制の拡充を図ること。 ● 効果を検証しつつ、設備投資減税等の維持・拡大を図ること。特に2026年3月に期限切れを迎えるカーボンニュートラル税制およびオープンイノベーション税制について、見直しのうえ期限を延長すること。賃上げ促進税制およびイノベーションボックス税制についても、制度趣旨を踏まえ対象範囲を見直すこと。新規の設備投資を促進するため、減価償却関連法制を見直すこと。 ● AI技術等の社会実装に不可欠なGPUサーバーやデータ整備などの環境整備、さらなるDXの進展にあわせたセキュリティ投資に関する税制優遇措置を強化すること。大規模災害発生時の復旧コストに対する税制優遇措置を講じること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● DX人材の育成・確保への支援を強化し加速すること。 ● コンテンツ製作に関わる人材の育成・確保を始めとするコンテンツ産業の国際競争力強化のための支援措置を強化すること。 ● 個人情報保護の徹底を前提に、マイナンバーカードやマイナポータルの機能拡充と利便性向上を図ること。マイナンバー制度を活用した公平で透明性の高い課税システムや、プッシュ型支援制度、「給付付き税額控除」の仕組みの構築などの実現に向けた検討を加速すること。 ● 郵便局利活用推進事業など、郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの維持のための支援措置を拡充すること。 <p>(要望団体) 情報産業労働組合連合会(情報労連)、日本電信電話株式会社(NTT)、デジタルメディア協会、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、全国郵便局長会</p>
--	--

[財務金融部門]

項目	内容・要望団体
企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃・課税凍結措置の延長	<p>公的年金をめぐる環境が厳しさを増す中で、公的年金に上乗せされる企業年金(確定給付企業年金制度、企業型確定拠出年金制度、厚生年金基金制度)及び個人型確定拠出年金制度の役割がますます重要となってきているが、これらの年金制度においては、積立金に対して特別法人税(約1.2%)が課されることになっている。当該税制は2026(令和8)年3月末まで課税の凍結措置が行われているが、積立金に特別法人税を課すのは主要各国の制度と比較しても異例であることに加え、仮に課税が復活した場合の負担・影響は大きく、企業年金制度等の持続性、受給権の保全にも支障をきたす恐れがある。したがって、企業年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること、撤廃に至らない場合でも課税凍結措置を延長することを要望する。</p> <p>(要望団体) 全国生命保険労働組合連合会(生保労連)、生命保険協会、損害保険労働組合連合会(損保労連)、日本損害保険協会、信託協会、全国信用金庫協会(全信協)、全国銀行協会(全銀協)、日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所協議会</p>

<p>子育て世帯に対する生命保険料控除拡充の恒久化</p>	<p>子育て世帯は、扶養している子どもの年齢が低い人ほど残された遺族の生活に不安を感じており、遺族保障を充実させたいと考えている。2025(令和7)年度税制改正においては、2026(令和8)年1年限りの措置として「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」(23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得税適用限度額に対する2万円の上乗せ措置)がなされているが、子育て世帯へ切れ目のない支援を行うために、本措置の恒久化を要望する。</p> <p>(要望団体) 全国生命保険労働組合連合会(生保労連)、生命保険協会、損害保険労働組合連合会(損保労連)、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)</p>
<p>給与所得控除の最低保障額に対応した青色申告特別控除の引き上げ</p>	<p>2018(平成30)年度税制改正においては、給与所得控除の最低保障額が65万円から55万円に引き下げられたことに併せて、青色申告特別控除の額も65万円から55万円に引き下げられた。しかし、2025(令和7)年度税制改正においては、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられた一方で、青色申告特別控除の額は55万円に据え置かれた。2018(平成30)年度税制改正の経緯を踏まえて、現行の青色申告特別控除の額55万円を65万円に引き上げることを要望する。なお、仮にこの引き上げが実現する場合でも、イタックスの申告等による控除額の10万円加算は維持することを要望する。</p> <p>(要望団体) 全国青色申告会総連合(全青色)</p>

[文部科学部門]

項目	内容・要望団体
教育への支援(税額控除の対象・控除率拡大等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、修学支援や一部の研究助成のみとなっている個人寄付金に係る税額控除の対象を、教育研究活動全般への支援に拡大 ● 税額控除対象法人への個人寄付に係る税額控除率(40%)の引き上げと繰り越し控除制度の導入及び個人寄付について年末調整の対象化 ● 日本私立学校振興・共済事業団が行う「若手・女性研究者奨励金」事業に対する寄付について指定寄付金として取り扱う(全額損金算入) <p>(要望団体) 一般社団法人国立大学協会、全私学連合</p>
若い世代の支援 (教育資金の一括贈与に 係る贈与税の非課税措置 の延長と拡充、 奨学金返済の負担軽減)	<ul style="list-style-type: none"> ● 祖父母等から子・孫に対して一括贈与された教育資金の贈与税の非課税措置の2年間延長と拡充(上限額の引上げ等) <p>(要望団体) 全私学連合、全国専修学校各種学校総連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸与型奨学金返還額の所得控除対象化 (立憲民主党政策)
文化・芸術活動への支援 (税制上の優遇措置の拡充)	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化・芸術活動に欠くことのできない施設の固定資産税の減免措置の創設(現状は、能楽堂への固定資産税等減免の暫定措置) <p>(要望団体) 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、公益財団法人日本博物館協会</p>

(※)なお、個人寄付については、分野横断的な税制等の促進策により、今まで以上に寄付しやすい環境を整えるべきである旨、申し添える。

[厚生労働部門]

項目	内容・要望団体
医療機関や 介護施設等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 控除対象外消費税問題の抜本的解決のための措置を講ずる。 ● 医療機関に対する事業税特例措置を存続させる。 ● 訪問看護等のサービス量の増加見込みを踏まえ、訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護(看多機)の運営に係る税制上の措置を講ずる。 ● 法人の課税対象に関する地方税法第72条の第23第1項の適用を柔道整復師にも認める。 <p>(要望団体) 日本医師会、日本歯科医師会・日本歯科医師連盟、四病院団体協議会、日本病院会、日本医療法人協会、日本社会医療法人協議会、日本薬剤師会、日本看護協会、全国老人保健施設協会、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／こくみん共済 coop)、全国柔道整復師統合協議会</p>
医薬品の提供体制の構築・維持や創薦の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時や新興感染症蔓延時、また、へき地・離島における医薬品提供体制を構築・維持するために必要な、薬局の設備および体制の整備・維持に係る税制優遇措置を講じる。 ● 革新的な医薬品等の開発を推進するため、研究開発税制の継続・拡充を図る。 <p>(要望団体) 日本薬剤師会、日本化学エネルギー産業労働組合連合会(JEC連合)、医薬化粧品産業労働組合連合会(薬粧連合)、日本製薬工業協会、日本医療機器産業連合会</p>
消費税にかかる 低所得階層対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税にかかる低所得階層対策は、軽減税率を撤回し、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入する。 <p>(要望団体) 日本退職者連合</p>

[農林水産部門]

項目	内容・要望団体
食料・農業・農村支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用軽油における石油石炭税の地球温暖化対策税分に対する還付措置の特例の恒久化。 ● 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の延長。 ● 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させる機械装置等を所得した場合の固定資産税に係る特例措置の延長。 ● 現行の「生命保険料(共済掛金)控除制度の拡充」と、農家組合員等利用者が生活保障の準備ができるよう、子育て支援に関する政策税制として「子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充」を恒久化。 ● 青色申告特別控除額の引き上げと青色申告による欠損金の繰越控除期間(現行3年間)の延長。 ● 農業者の勤労性に着目した青色事業主勤労所得控除制度の導入。 ● 農用地利用集積等促進計画及び農業委員会のあつせん等により認定農業者に対して農地等を譲渡した際の譲渡所得の特別控除額大幅引き上げ(現行800万円→改正3,000万円)。 ● 農地中間管理機構(農地バンク)活用のための延長措置。 ● 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(20／1000→10／1000)の適用期限の延長。 ● 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置(20／1000→10／1000)の適用期限の延長。 ● 農地中間管理機構を活用した場合の固定資産税の軽減措置の延長等。 ● 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却の特例措置の継続(所得税・法人税)。 ● 農用地利用集積計画に基づき取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例措置の継続(登録免許税)。 ● 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の継続(所得税・法人税)。 ● 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画に基づき譲受した不動産に係る特例措置の継続(不動産取得税)。

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の継続(事業所税)。
- 特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業または発電用に供した場合の石油石炭税の還付の特例措置の継続(石油石炭税)。
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の継続(法人税)。
- 農業用軽油の軽油引取税の課税免税(32.1円／ℓ)制度の特例措置の恒久化。
- 農業経営基盤強化準備金制度の対象となる農業用機械等の下限金額(30万円)の引き上げ。
- 農業経営基盤強化準備金制度については、大規模化や地域における農地の確保が円滑に進むよう、農用地分の積立てについては取り崩し対象から除外。なお、農用地の取得には相応の金額が必要となることから、積立期間を延長するなど計画的な農用地の取得に資すること。
- 挥発油税(48.6円／ℓ)の減免措置。なお、ガソリンの汎用性に対しては、免税軽油同様、交付申請書を提出し承認が得られた場合に限り、減免措置を認めること。
- 酪農畜産や園芸経営の計画的経営改善のため、準備金制度に準ずる新たな制度の創設。
- 農地の譲渡に係る譲渡所得税の特別控除額を大幅に引き上げ、生産現場で活用しやすいよう要件を緩和。
- 農地等に係る相続税の納税猶予制度について、農業投資価格を大幅に引下げるなど、農業者が活用できる制度に改善。
- 北海道内で農業用に使用する自家用貨物自動車について、実態に合わせて、自動車重量税の軽減、車検期間の伸長や検査項目を限定するなどの措置を講ずる。
- 免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入れ税額相当額の8割を控除できる経過措置について、多様な農業者の営農継続の観点から適用期限の延長。
- 免税事業者がインボイス事業者を選択した場合、売上にかかる消費税額の2割を納税額とする経過措置について、適用期限の延長。

(要望団体) 一般社団法人全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国農業会議所、北海道農民連盟ほか

森林・林業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 山林所得に係る森林計画特別控除の延長(所得税)。 ● 農林漁業用軽油に対する石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置の延長。 ● バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)。 <p>(要望団体) 一般社団法人日本林業協会、一般社団法人全国木材組合連合会、全国森林組合連合会、一般社団法人日本林業経営者協会、日本林業同友会、全国素材生産業協同組合連合会、全国森林整備協会、一般社団法人全日本木材市場連盟、日本合板工業組合連合会、日本造林協会ほか</p>
漁業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林漁業用軽油にかかる石油石炭税(地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分)の還付措置について、適用期限の延長。 ● 試験研究を行った場合の税額の特別控除の適用期限の延長。 ● 輸出事業用資産の割増償却の適用期限の延長。 ● 福島県内において特定事業活動に係る機械等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の適用期限の延長。 ● 特定事業活動を行う事業者が特定被災雇用者等を雇用した場合の税額の特別控除の適用期限の延長。 ● 東日本大震災被災地での代替資産等(漁船)に係る特例措置の適用期限の延長。 ● 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした船舶等(漁船)に係る所有権の保存登記等の免税の適用期限の延長。 ● 東日本大震災の特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限の延長。 ● 東日本大震災の被災者が作成する船舶等(漁船)の取得または建造に係る船舶等(漁船)の譲渡に関する契約書等の非課税措置の適用期限の延長。 ● 被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例の適用期限の延長。 ● 令和7年度税制改正大綱で決定された子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充の適用期間の恒久化。 <p>(要望団体) 一般社団法人 大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、ほか</p>

[経済産業部門]

項目	内容・要望団体
基幹産業である国内自動車産業の成長に向けた税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 取得時の環境性能割を単純廃止し内需拡大 (要望団体) 日本自動車工業会、日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会、日本自動車連盟、自動車総連 ● ガソリン税・軽油引取税の暫定税率廃止の代替財源については車体課税への付け替えやユーザー負担増につながることは絶対反対 (要望団体) 日本自動車工業会、日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会、自動車総連 ● ガソリン税・軽油引取税の本則税率上乗せ分の廃止、課税済み在庫に対する税還付 (要望団体) 石油連盟、全国石油商業組合連合会、JEC連合 ● 新たな保有課税導入までの自動車重量税、自動車税等に係るエコカー減税・グリーン化特例の現行水準での延長 (要望団体) 日本自動車工業会、日本自動車販売協会連合会、日本自動車会議所、全国軽自動車協会連合会 ● 天然ガス自動車に対する自動車税・軽自動車税種別割の軽減措置、環境性能割の非課税措置、及び自動車重量税の免税措置の延長(令和8年3月期限の措置延長) (要望団体) 日本ガス協会 ● 自動車燃料用LPガスに課税されている石油ガス税の廃止 <small>自動車、フォークリフト燃料用LPガスには石油ガス税が課税され、ガソリン同様特定財源とされているが、同様の環境性能を有する自動車燃料用天然ガスと電気、水素自動車は無税となっており、税の公平性を確保するためLPガスに対しても同様の措置を要望</small> (要望団体) 全国LPガス協会 ● ガソリン税への消費税の上乗せ課税(Tax on Tax)の解消 (要望団体) 日本自動車会議所、日本自動車連盟、自動車総連、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本LPガス協会、全国LPガス協会、JEC連合 ● 車齢による一律の重課措置の廃止 (要望団体) 日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車連盟

	<ul style="list-style-type: none"> ● 走行距離課税、出力課税には反対 (要望団体) 日本自動車販売協会連合会、日本自動車連盟 ● ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置の延長 (要望団体) 日本自動車会議所 ● 災害時における地方公共団体への電動車等の提供・貸出に対する支援 地方公共団体等と災害時に電気自動車を提供する等の協定を締結し、現実に災害時に提供された電動車等について、自動車税種別割を減免 (要望団体) 日本自動車販売協会連合会 ● バイオディーゼル燃料(BDF)に係る軽油引取税の課税免除措置の創設 ガソリンに含まれるバイオエタノール分に対するガソリン税の課税免除措置と同様の対応を要望 (要望団体) 全国石油商業組合連合会 ● ユーザー負担を軽減し、新たなモビリティ社会を踏まえた公平・簡素な自動車税制の改革の実現 自動車税(軽自動車税)と重量税の2税目を道路損傷と環境負荷を根拠に、重量ベースの課税に統合・簡素化し、環境性能で増減する仕組みに改革。長期の走行・利用は、自動車ユーザー以外も含めたモビリティ受益に応じた、持続的な新たな負担の仕組み等を検討 (要望団体) 日本自動車工業会、日本自動車会議所、日本自動車販売協会連合会、自動車総連
中小企業を支え、 発展につなげる 税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小法人税率の軽減措置税率の更なる引き下げ (要望団体) 中小企業家同友会全国協議会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会 ● 事業承継税制の見直し 特例承継計画提出期限の延長、円滑な事業承継支援のための新たな特例措置の創設等 (要望団体) 全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会全国協議会、全国商工会連合会 ● 外形標準課税の範囲の拡大は引き続き反対、事業税の外形標準課税の中小法人へ適用拡大は反対 (要望団体) 日本チェーンストア協会、中小企業家同友会全国協議会、全国石油商業組合連合会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会

- 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例措置の延長・恒久化
(要望団体) 全国石油商業組合連合会、日本ガス協会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会
- 中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、地域未来投資促進税制の延長・拡充
(要望団体) JEC連合、電力総連、日本風力発電協会
- 中小企業の欠損金繰越控除の利用制限反対、個人事業主の純損失の繰越控除期間延長
(要望団体) 全国中小企業団体中央会
- 欠損金の繰越控除制度の限度額引き下げは中小企業に適用させないこと
(要望団体) 中小企業家同友会全国協議会
- 中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長
(要望団体) 全国商工会連合会
- 中小企業経営強化法に基づく教育訓練計画への税制優遇措置の恒久化

人材育成への支出は1人当たり中小企業:2.8万円／年に対し、大企業は7.2万円／年と約2.5倍の格差があるため、支援強化を

(要望団体) JAM
- インボイス制度の廃止、小規模事業者に対する80%仕入税額控除、「2割特例」の当面の維持、消費税の当面売上1000万円以下の免税制度維持
(要望団体) 中小企業家同友会全国協議会、中小企業団体連合会
- インボイス経過措置の延長・恒久化、実態に応じた柔軟な運用、事業協同組合の共同事業に係る特例創設

消費税のインボイス制度について、導入に伴う各種経過措置について延長や恒久化とともに、簡易課税制度の拡充、消費税と所得税の確定申告期限の統一、法人税と消費税の確定申告期限の統一及び課税期間終了後などの負担軽減に資する十分な支援策を講じ、実態に応じて柔軟な運用を。併せて、事業協同組合の共同事業に係る特例を新設

(要望団体) 全国中小企業団体中央会
- 食料品消費税引き下げ
(要望団体) 全国中小企業団体連合会

	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税の軽減税率制度廃止 (要望団体) 日本チェーンストア協会、UAゼンセン ● 納付付き税額控除への早急な議論開始と柔軟な仕組み構築による中間層の下支え (要望団体) 日本スーパー・マーケット協会、電力総連 JAM ● 租税特別措置について税制の「公平・中立・簡素」の観点からの見直し、資本金規模分類に応じた企業の実際の税負担率の調査・公表 (要望団体) 中小企業家同友会全国協議会
経済活性化と成長戦略に資する税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気・ガス供給業の法人事業税の課税方式の変更 (要望団体) 電気事業連合会、日本ガス協会、電力総連 ● 債却資産に対する固定資産税の縮減・廃止をはじめとする固定資産税の抜本的見直し (要望団体) 基幹労連、日本鉄鋼連盟、日本機械工業連合会、日本百貨店協会、全国商工会連合会、中小企業家同友会全国協議会、石油連盟、全国石油商業組合連合会、日本風力発電協会、JAM ● 特定事業用資産の買換特例制度の期限延長 (要望団体) 電気事業連合会、日本ガス協会、全国中小企業団体中央会、日本百貨店協会、日本鉄鋼連盟 ● 安全衛生対策のための設備投資に対する税制優遇措置の創設 (要望団体) JEC連合、電力総連、JAM ● 耐震・バリアフリー改修に係る固定資産税减免措置の延長 (要望団体) JAM ● 法人税実効税率の更なる引き下げ (要望団体) 基幹労連 ● 簡素な手続きによる大胆な設備投資促進税制の創設 (要望団体) 日本鉄鋼連盟、基幹労連

- 研究開発税制の適用期限の延長及び拡充
(要望団体) 日本機械工業連合会、日本鉄鋼連盟、全国中小企業団体中央会、UAゼンセン、JAM
- オープンイノベーション促進税制の延長
(要望団体) 日本ガス協会、日本LPガス協会、UAゼンセン
- イノベーションボックス税制の拡充・簡素化
(要望団体) 日本機械工業連合会
- 脱炭素電源・系統投資の促進に資する税制措置の新設
(要望団体) 電気事業連合会、電力総連
- 洋上風力発電設備撤去費用の早期損金算入
(要望団体) 日本風力発電協会
- 海外投資等損失準備金制度の維持拡充・恒久化
(要望団体) 基幹労連、日本鉄鋼連盟、日本鉱業協会、電気事業連合会、日本ガス協会、JEC連合
- 欠損金に係る繰越控除制度の繰越期間の延長等見直し
(要望団体) 電気事業連合会、石油連盟、日本LPガス協会
- カーボンニュートラル促進税制の延長・拡充
(要望団体) 日本機械工業連合会、日本鉄鋼連盟、日本ガス協会、全国中小企業団体中央会、電力総連
- 企業から労働者への手当に対する税制上の措置(食事手当の非課税限度額の引き上げ、通勤手当の物価上昇に応じた非課税限度額引き上げまたは全額非課税化、単身赴任者の帰省旅費の非課税化、子育てに関する企業の手当の非課税化)
(要望団体) UAゼンセン、電力総連、JAM
- 法人事業税等に係る外形標準課税制度の見直し

在宅勤務・サテライトオフィス等の働き方改革や経済・社会環境の変化を踏まえれば、外形標準とされる支払賃料等に課税するのは不合理であり、外形標準課税は抜本的に見直していただきたい。また、法人事業税の課税根拠は、自治体サービスに係る受益者負担であるならば、事業者の受益額を負担の上限とすべきであり、抜本的に見直して、適正な負担レベルまで下げられたい

(要望団体) 日本百貨店協会

- 事業所税の廃止
(要望団体) 日本チェーンストア協会
- 印紙税制度の抜本的見直し(特に2号・7号)
(要望団体) 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、UAゼンセン、JEC連合
- セルフメディケーション税制の拡充
(要望団体) UAゼンセン、JEC連合、JAM
- 石油石炭税の免税措置の継続・本則化
(要望団体) 日本鉄鋼連盟、基幹労連、JEC連合
- 動力源に用いる軽油の軽油引取税の課税免除特例措置の延長または恒久化
(要望団体) JEC連合
- 石油諸税の更なる増税、税収の使途拡大、石油石炭税への上乗せ(地球温暖化対策税の引き上げ)など、石油諸税に関するこれ以上の税負担増には反対
(要望団体) 石油連盟、全国石油商業組合連合会、JEC連合、日本LPガス協会

[國土交通部門]

項目	内容・要望団体
持続可能な交通・物流システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料課税・地球温暖化対策税の還付措置延長 (内容)鉄道・内航海運・旅客船等の燃料に係る地球温暖化対策税(石油石炭税重課分760円／kℓ)の還付措置を延長し、モーダルシフト促進と経営安定化を図る。 (要望団体) JRグループ、日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会、全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協) ● 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減・営自格差拡充 (内容)取得・保有・走行段階の重複課税を是正し、自動車重量税の廃止を含む簡素化を推進。営業用車両への課税軽減(営自格差)を維持・拡大する。 (要望団体) 全日本トラック協会、全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)、交運労協 ● 環境性能・安全性能に係る自動車税制特例の延長 (内容)エコカー減税、グリーン化特例、自動車税環境性能割、ASV特例等の適用期限を延長し、低・脱炭素かつ安全な車両への更新を促す。 (要望団体) 全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会 ● ユニバーサルデザインタクシー特例の延長 (内容)高齢者・障害者等の移動支援を担うUDタクシーの自動車重量税免税措置を延長し、バリアフリー化を推進する。 (要望団体) 全国ハイヤー・タクシー連合会 ● 走行距離課税の導入反対 (内容)自動車ユーザー・公共交通事業者に過大な負担を与える走行距離課税の導入に断固反対する。 (要望団体) 全国ハイヤー・タクシー連合会、全日本トラック協会、公益社団法人 日本バス協会

- トラック運送業の税制支援・暫定税率廃止
 (内容) 軽油引取税の暫定税率を廃止。運輸事業振興助成交付金や高速道路大口・多頻度割引の拡充継続など、物流効率化を総合的に支援する。
- (要望団体) 全日本トラック協会
- 道路整備・維持修繕財源の一般財源化
 (内容) 橋梁・トンネル等の維持修繕、災害・除雪等の安定財源を目的税に依存せず一般財源で確保する。
- (要望団体) 全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)
- GX・次世代トラックの導入支援の強化
 (内容) 中堅・中小事業者のEV／FCEV等の導入や蓄電池寿命・耐用年数対応を支える税制・補助を強化する。
- (要望団体) 全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)
- 環境税・化石燃料賦課金への公平な制度設計
 (内容) 一部業種への過度な負担集中を避け、国民全体での公平な負担となる制度設計を求める。
- (要望団体) 全日本運輸産業労働組合連合会(運輸労連)
- バス事業の軽油引取税減免措置の創設
 (内容) 地域公共交通の維持に向け、バス事業者の軽油引取税に減免措置を創設する。
- (要望団体) 交運労協、JR連合
- 軽油暫定税率廃止／運輸事業振興助成交付金の継続
 (内容) ガソリン税と同様に軽油の暫定税率を廃止し、公共交通維持のため『運輸事業振興助成交付金』の継続を求める。燃料価格高騰下で経営環境が悪化するバス事業の持続性を確保する。
- (要望団体) 公益社団法人 日本バス協会
- EVバス普及のための減税・免税措置の拡充
 (内容) EVバス導入を促進するため、自動車税種別割の減税を5年間に延長、自動車重量税の免税措置を拡充する。
- (要望団体) 公益社団法人 日本バス協会

	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業用バスに係る特例措置の継続 (内容)営業用バスに適用されている自動車関係諸税の軽減措置を堅持し、公共性を踏まえた更なる負担軽減を要請する。 (要望団体) 公益社団法人 日本バス協会 ● 自動車関係特例(バリアフリー・グリーン化・エコカー・ASV)延長 (内容)自動車重量税のバリアフリー特例、自動車税種別割グリーン化特例、自動車重量税のエコカー減税、ASV特例の延長・対象拡充を求める。 (要望団体) 公益社団法人 日本バス協会
地域公共交通・インフラの再構築と強靭化	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道事業再構築関連の特例延長(不動産取得税・登録免許税) (内容)地域鉄道再構築事業に伴う不動産取得税・登録免許税の軽減・非課税特例を延長し、上下分離導入を円滑化。 (要望団体) JR連合、第三セクター鉄道等協議会、日本民営鉄道協会、交運労協、JRグループ ● 鉄道のCN投資促進税制(認定期限延長) (内容)鉄道事業者の省エネ車両等のGX投資に係る『エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画』の認定期限を延長する。 (要望団体) 日本民営鉄道協会、JR連合、JRグループ ● JR貨物・固定資産税特例(高性能機関車)延長 (内容)新規製造の高性能機関車等に係る固定資産税の課税標準軽減特例の適用期限を延長・拡充する。 (要望団体) JR連合、JRグループ(JR貨物) ● 鉄道構造物の耐震補強資産に係る特例措置の拡充・延長 (内容)耐震補強工事で取得した資産の課税標準軽減(2／3・5年)等の特例を対象拡大・期間延長する。 (要望団体) 全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動体償却資産(鉄道車両・バス・船舶)の固定資産税非課税措置創設 (内容)モーダルシフト促進の観点から、移動体資産の固定資産税非課税措置を創設する。 <p>(要望団体) JR連合、交運労協</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 港湾・海運の特例(特別償却・買換特例・作業船更新)延長 (内容)内航・外航船舶の特別償却・買換特例、港湾作業船の買換え特例を延長し、老朽船更新と防災・環境対応を促進。 <p>(要望団体) 日本船主協会、日本旅客船協会、日本港湾協会、日本港運協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船員税制の確立 (内容)船員の特殊な勤務環境に配慮した所得税・住民税減免の制度化を図る。 <p>(要望団体) 全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 航空機燃料税・国際観光旅客税の見直し (内容)航空機燃料税の段階的廃止・空港整備勘定の償還平準化、国際観光旅客税の使途見直し等を実施。 <p>(要望団体) 航空連合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 燃料油価格激変緩和措置(定額引下げ)の継続 (内容)燃料油価格激変緩和事業により、航空燃料等の価格上昇による経営負担を軽減する施策の継続を求める。 <p>(要望団体) 定期航空協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空港業務の人材投資促進税制 (内容)グランドハンドリング・保安検査等を『中小企業投資促進税制』の対象業種に追加する。 <p>(要望団体) 航空連合</p>
住宅・不動産・都市再生による地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊業の人材投資・DX促進税制 (内容)教育訓練費税額控除(人材投資促進)・DX投資促進税制を復活し、人手不足解消と生産性向上を図る。 <p>(要望団体) 日本ホテル協会</p>

- 住宅ローン減税・固定資産税の延長・恒久化／床面積要件の緩和
 (内容)住宅ローン減税・固定資産税新築減額の延長・恒久化。床面積要件を40m²(将来的に35m²)へ緩和し若年層を支援。
 (要望団体) 全国住宅産業協会、全日本不動産協会、全国宅建政治連盟
- 不動産・金融市場関連(投資法人・REIT・登録免許税・印紙税等)の見直し
 (内容)投資法人の任意積立金の損金算入(税会不一致是正)、NISAにREIT指数の追加、相続登記・抵当権設定／抹消の登録免許税見直し、印紙税の低率化・代替税制検討を進める。また、土地の所有権移転登記に係る特例措置延長および法人の土地譲渡益に対する追加課税制度(法人重課)の停止期限延長を求める。
 (要望団体) 不動産証券化協会、全日本不動産協会、一般社団法人日本ビルディング協会連合会
- 都市再生・国家戦略特区等の課税特例延長・拡充
 (内容)都市再生緊急整備地域・国家戦略特区の税制特例(法人税・登記・取得・固定資産・都市計画税等)を延長・拡充する。さらに、長期保有事業用資産・市街地再開発事業に係る買換え特例の延長、国家戦略特別区域における特別償却・税額控除措置の延長を求める。
 (要望団体) 不動産証券化協会、JRグループ、一般社団法人日本ビルディング協会連合会
- 安心・安全な都市づくり(新設)
 (内容)既存建築物の耐震改修・浸水防止設備・バリアフリー改修等に係る固定資産税・都市計画税の特例措置延長・拡充を通じ、防災・防犯に強い都市形成を推進する。
 (要望団体) 一般社団法人日本ビルディング協会連合会
- 歩行者中心のまちなか再生支援(新設)
 (内容)「居心地が良く歩きたくなるまちなか」創出のため、都市計画税・固定資産税の特例延長や公共空間活用促進のための税制措置を求める。
 (要望団体) 一般社団法人日本ビルディング協会連合会

	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合用途建築物に係る住宅部分課税の弾力運用(新設) (内容)複合用途建築物における住宅部分の固定資産税減免措置を弾力的に運用し、都市型居住の促進を図る。 (要望団体) 一般社団法人日本ビルディング協会連合会 ● 文化・スポーツ施設整備支援税制の創設(新設) (内容)芸術文化・スポーツ等の施設整備を支援するため、新たな税制優遇措置を創設し、地域のにぎわい創出に資する文化・スポーツ拠点形成を後押しする。 (要望団体) 一般社団法人日本ビルディング協会連合会 ● 地方税体系の整理・統合／法人税・R&D税制の見直し (内容)住民税均等割・事業税付加価値割等の重複課税の整理統合、法人税の実質減税、試験研究費税額控除・繰越復活、償却資産税の将来的撤廃、土地・建築物に係る多重課税の是正を進める。 (要望団体) 日本造船工業会、一般社団法人日本ビルディング協会連合会
--	---

[環境部門]

項目	内容・要望団体
気候変動対策、環境・エネルギー関連税制	<p>気候変動対策の実効性を高めるため、化石燃料への依存を減らす税制改革が求められている。暫定税率廃止はCO₂排出増につながるため、段階的な課税強化による行動変容が必要。また、再エネ賦課金制度の維持と財源多様化により、再生可能エネルギーの普及と国民負担の公平性を両立させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン・軽油に対する新税の新設と段階的引き上げ <ul style="list-style-type: none"> - 暫定税率廃止は脱炭素政策に逆行するため、新税を設けて段階的に引き上げ - 消費者の行動変容とEV等への移行を促進。 - 税収確保と脱炭素政策の両立を図る <p>(要望団体) Climate Youth Japan</p>

自然保護・ 公益活動関連税制	<p>公益目的で自然地を取得・保全する活動に対して、固定資産税・不動産取得税・譲渡所得税の非課税制度を創設すべき。現行制度では税負担が重く、活動の持続性が損なわれるため、全国的な自然保護の推進と生物多様性目標(30by30)の達成に向けて、税制面での支援が不可欠である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ナショナル・トラスト活動に関する税制優遇 <ul style="list-style-type: none"> - 固定資産税・不動産取得税・譲渡所得税の非課税制度創設 - 自然保護目的の土地取得に対する税負担軽減 - 中期的には非課税制度の法制化、 長期的には「ナショナル・トラスト推進法」の制定 <p>(要望団体) 日本ナショナル・トラスト協会</p>
循環型社会関連税制	<p>食料安全保障の強化と地域循環型経済の構築を目的に、食品ロスに対する課税制度を提案。事業系食品ロスに累進課税を導入し、税収をフードバンクや規格外農産物の流通支援に再投資することで、廃棄抑制と地域経済の活性化を両立させる“循環型もったいない税制”的構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスに対する課税など循環型税制の導入 <ul style="list-style-type: none"> - 事業系食品ロスに対する累進課税の検討 - 税収を規格外農産物の流通支援やフードバンクに再投資 - 地域循環を促進する“循環型もったいない税制”的構築 <p>(要望団体) Climate Youth Japan</p>

なお、これらはあくまで、各部門が取りまとめ、税調に提出した「重点要望項目」をそのまま掲載しているものであり、党の政策として決定していないものも含まれている。

以上